

# 四半期報告書

(第148期第2四半期)

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	5
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	29
第4 【提出会社の状況】 .....	30
1 【株式等の状況】 .....	30
2 【株価の推移】 .....	51
3 【役員の状況】 .....	51
第5 【経理の状況】 .....	52
1 【中間連結財務諸表】 .....	53
2 【その他】 .....	113
3 【中間財務諸表】 .....	114
4 【その他】 .....	133
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	134

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第148期第2四半期  
(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 里 西 薫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号  
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 執行役員 東京事務所長 屋 代 勝 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部  
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)  
株式会社関西アーバン銀行京都支店  
(京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地)  
株式会社関西アーバン銀行神戸支店  
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	55,620	49,875	59,348	108,796	99,198
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	2,554	△8,693	4,148	△37,898	△39,290
連結中間純利益	百万円	2,222	1,034	2,535	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△24,963	△24,125
連結純資産額	百万円	111,377	120,535	141,823	117,217	142,376
連結総資産額	百万円	3,488,435	3,393,045	4,176,306	3,441,245	4,348,213
1株当たり純資産額	円	205.15	145.48	105.22	140.52	103.63
1株当たり中間純利益 金額	円	4.64	1.63	3.44	—	—
1株当たり当期純利益 金額 (△は1株当たり当期純 損失金額)	円	—	—	—	△52.11	△40.18
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	4.64	1.63	2.63	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	2.81	2.71	2.70	2.58	2.60
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.34	10.07	9.25	10.24	9.08
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	61,036	△49,471	△160,605	34,251	△141,087
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	△34,788	1,553	40,019	2,151	33,176
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	△2,607	△2,439	△4,621	27,028	△3,244
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	153,194	142,628	137,236	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	192,987	262,445
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	1,926 〔759〕	1,978 〔705〕	2,846 〔990〕	1,883 〔749〕	2,838 〔813〕

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 6 平成20年度及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 7 平成21年度中間連結会計期間までは、株式会社びわこ銀行と合併する前の株式会社関西アーバン銀行の数値を記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第146期中	第147期中	第148期中	第146期	第147期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	48,409	44,477	54,411	96,261	89,420
経常利益 (△は経常損失)	百万円	1,962	△8,047	3,227	△38,225	△37,779
中間純利益	百万円	1,897	1,805	2,302	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△24,815	△21,687
資本金	百万円	37,040	47,039	47,039	47,039	47,039
発行済株式総数	千株	普通株式 479,348	普通株式 634,386	普通株式 737,918 第一回甲種優先株式 27,500 第二回甲種優先株式 23,125	普通株式 634,386	普通株式 737,918 第一回甲種優先株式 27,500 第二回甲種優先株式 23,125
純資産額	百万円	98,828	94,089	116,166	90,164	116,890
総資産額	百万円	3,472,704	3,382,941	4,168,458	3,424,892	4,338,282
預金残高	百万円	2,730,975	2,888,905	3,727,004	2,835,699	3,856,567
貸出金残高	百万円	2,822,235	2,780,473	3,496,242	2,765,702	3,500,308
有価証券残高	百万円	427,335	410,064	436,286	380,967	470,805
1株当たり配当額	円	普通株式 —	普通株式 —	普通株式 — 第一回甲種優先株式 — 第二回甲種優先株式 —	普通株式 3.00	普通株式 3.00 第一回甲種優先株式 33.28 第二回甲種優先株式 33.28
自己資本比率	%	2.84	2.77	2.78	2.63	2.69
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.46	10.23	9.44	10.39	9.29
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,809 〔714〕	1,843 〔655〕	2,676 〔904〕	1,749 〔702〕	2,664 〔751〕

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
 2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。  
 4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。  
 5 平成21年9月までは、株式会社びわこ銀行と合併する前の株式会社関西アーバン銀行の数値を記載しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当行の子会社である関銀リース株式会社とびわ銀リース株式会社は、平成23年4月1日に合併し、合併後の新会社名を関西アーバン銀リース株式会社とする予定です。また、株式会社関西クレジット・サービスとびわ銀カード株式会社は、平成23年4月1日に合併し、合併後の新会社名を株式会社関西クレジット・サービスとする予定です。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	2,846[ 990 ]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,197人を含んでおりません。  
 2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	2,676[ 904 ]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,059人並びに出向人員256人を含んでおりません。なお、取締役を兼務しない執行役員16人については、従業員数に含めております。  
 2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

### 2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

#### 4 自己資本比率が悪化するリスク

##### (1) 自己資本比率が低下するリスク

当行は、海外営業拠点を有していませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた国内基準（現時点におけるこれらの国内基準は4%となっております。）以上を維持する必要があります。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止など様々な命令を受ける可能性があります。

当行の自己資本比率に影響を与える要因には、以下のものがあります。

- ①債務者の信用力の悪化などによる与信関係費用の増加
- ②有価証券価格の低下
- ③自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ④既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることができない場合
- ⑤本項記載のその他の不利益な展開

##### (2) 繰延税金資産

現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定条件のもとで、将来の課税所得を減少させ、税金負担を軽減することが認められる場合、繰延税金資産を計上することが認められております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得の予測・仮定に基づいており、実際の結果がこの予測・仮定と異なる場合があります。

当行及び連結子会社が、将来の課税所得の予測・仮定に基づき、繰延税金資産の一部又は全部を回収できないと判断した場合や法定実効税率が低下した場合には、当行及び当行グループの繰延税金資産の額を減額する可能性があります。その結果、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼし、自己資本比率が低下する可能性があります。

##### (3) 劣後債務

現時点での自己資本比率を算出する上で、一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本額のうち、補完的項目に一定限度額で算入することが認められております。当行は、これらの既存の劣後債務の自



己資本への算入期限到来に際し、同等の条件の劣後債務に借換えることができない可能性があります。借換えることができない場合、当行の自己資本比率が低下する可能性があります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

##### (イ) 金融経済環境

当第2四半期連結会計期間のわが国経済は、政策支援効果の一巡などから景気の回復ペースが鈍化し足踏み状態となりました。個人消費は政策効果等から持ち直したものの、輸出・生産は、中国や米国の景気減速を受けて弱含みとなりました。今後につきましては、当面は生産調整局面を迎える可能性が高いと思われませんが、海外経済の改善に支えられ緩やかな回復基調が続くものと見込まれます。

##### (ロ) 営業の成果

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日～至平成22年9月30日)の業績につきましては以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は、法人預金の減少を主要因として、当第2四半期連結会計期間中1,863億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆7,192億円となりました。譲渡性預金は、当第2四半期連結会計期間中359億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1,306億円となりました。

一方、貸出金は、住宅ローンを中心とした個人ローンの増加を要因として、当第2四半期連結会計期間中7億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆4,933億円となりました。また、有価証券は、当第2四半期連結会計期間中420億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は4,129億円となりました。

総資産は、当第2四半期連結会計期間中1,550億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は4兆1,763億円となりました。

純資産につきましては、当第2四半期連結会計期間中37億円減少し、1,418億円となりました。そのうち株主資本は、当第2四半期連結会計期間中14億円減少し、1,150億円となりました。また、1株当たりの純資産額は、前第2四半期連結会計期間比40円26銭減少し、105円22銭となりました。

損益につきましては、当第2四半期連結会計期間も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益力の強化に努めるとともに、資産の健全化に必要な諸引当、諸償却を行ってまいりました。

經常収益は、貸出金利息増加に伴う資金運用収益の増加や投資信託・年金保険の販売額が増加したこと等による役務取引等収益の増加等により、前第2四半期連結会計期間比65億円増加し、312億8千万円となりました。

一方、經常費用は、役務取引等費用や営業経費が増加したものの、資金調達費用や与信関係費用の減少に伴いその他經常費用が減少したこと等により、前第2四半期連結会計期間比5億3千1百万円減少の320億9千6百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前第2四半期連結会計期間比70億3千1百万円増加し、8億1千6百万円の損失となり、四半期純利益は、前第2四半期連結会計期間に本店売却等に伴う特別損益99億3千2百万円の利益を計上してありましたため、前第2四半期連結会計期間比23億4千3百万円減少し、14億8百万円の損失となりました。

事業の種類別では、銀行業の業務粗利益は224億9千1百万円、セグメント利益は10億6百万円の損失となりました。リース業の業務粗利益は3億7千1百万円、セグメント利益は1億1千6百万円となりました。その他事業の業務粗利益は7億1千1百万円、セグメント利益は4億7百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）につきましては、9.25%となりました。

## 事業の種類別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比37億7百万円の増益となる180億5千1百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億6百万円の増益となる14億3千2百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比23億8千3百万円の増益となる39億7千4百万円であり、収支合計は前第2四半期連結会計期間比65億9千7百万円の増益となる234億5千8百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比36億5千4百万円の増益となる174億8千1百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結会計期間比4億3千5百万円の増益となる11億5千3百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比24億4千2百万円の増益となる38億5千5百万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比4千3百万円の増益となる2億3千2百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比4千5百万円の減益となる1億3千9百万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比3百万円の増益となる3億5千9百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結会計期間比1億1千9百万円の増益となる3億3千1百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比2千万円の増益となる2千万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	13,826	188	355	△26	14,344
	当第2四半期連結会計期間	17,481	232	359	△21	18,051
うち資金運用 収益	前第2四半期連結会計期間	19,261	277	366	△438	19,466
	当第2四半期連結会計期間	21,915	512	372	△482	22,317
うち資金調達 費用	前第2四半期連結会計期間	5,434	88	11	△412	5,122
	当第2四半期連結会計期間	4,434	279	13	△461	4,265
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	718	—	212	△4	926
	当第2四半期連結会計期間	1,153	—	331	△52	1,432
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	2,271	—	212	△82	2,401
	当第2四半期連結会計期間	3,089	—	331	△163	3,257
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	1,553	—	—	△77	1,475
	当第2四半期連結会計期間	1,936	—	—	△111	1,824
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1,413	184	—	△7	1,590
	当第2四半期連結会計期間	3,855	139	20	△41	3,974
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	1,550	1,319	—	△7	2,862
	当第2四半期連結会計期間	4,079	1,311	20	△42	5,369
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	136	1,134	—	△0	1,271
	当第2四半期連結会計期間	223	1,172	—	△1	1,395

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

## 事業の種類別役員取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役員取引等収益は前第2四半期連結会計期間比8億5千5百万円増加して32億5千7百万円、役員取引等費用は前第2四半期連結会計期間比3億4千9百万円増加して18億2千4百万円となったことから、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億6百万円の増益となる14億3千2百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役員取引等収益は前第2四半期連結会計期間比8億1千7百万円増加して30億8千9百万円、役員取引等費用は前第2四半期連結会計期間比3億8千2百万円増加して19億3千6百万円となったことから、役員取引等収支は前第2四半期連結会計期間比4億3千5百万円の増益となる11億5千3百万円となりました。

その他事業セグメントの役員取引等収益は前第2四半期連結会計期間比1億1千9百万円増加して3億3千1百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前第2四半期連結会計期間	2,271	—	212	△82	2,401
	当第2四半期連結会計期間	3,089	—	331	△163	3,257
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	650	—	—	△1	648
	当第2四半期連結会計期間	782	—	—	△2	779
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	324	—	—	△1	323
	当第2四半期連結会計期間	482	—	—	△2	480
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	3	—	—	—	3
	当第2四半期連結会計期間	9	—	—	—	9
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	383	—	—	△0	383
	当第2四半期連結会計期間	543	—	—	△0	542
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	1	—	—	—	1
	当第2四半期連結会計期間	3	—	—	—	3
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	242	—	—	△0	242
	当第2四半期連結会計期間	314	—	—	△0	314
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	131	—	131
	当第2四半期連結会計期間	—	—	171	—	171
うち投資信託業務	前第2四半期連結会計期間	604	—	—	—	604
	当第2四半期連結会計期間	845	—	—	—	845
役員取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,553	—	—	△77	1,475
	当第2四半期連結会計期間	1,936	—	—	△111	1,824
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	74	—	—	—	74
	当第2四半期連結会計期間	105	—	—	—	105

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

事業の種類別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	2,882,366	—	—	△1,597	2,880,769
	平成22年9月30日	3,720,653	—	—	△1,414	3,719,239
うち流動性預金	平成21年9月30日	590,091	—	—	△1,438	588,652
	平成22年9月30日	911,549	—	—	△1,241	910,307
うち定期性預金	平成21年9月30日	2,277,910	—	—	△147	2,277,763
	平成22年9月30日	2,787,649	—	—	△155	2,787,494
うちその他	平成21年9月30日	14,363	—	—	△10	14,352
	平成22年9月30日	21,454	—	—	△17	21,437
譲渡性預金	平成21年9月30日	195,170	—	—	—	195,170
	平成22年9月30日	130,650	—	—	—	130,650
総合計	平成21年9月30日	3,077,536	—	—	△1,597	3,075,939
	平成22年9月30日	3,851,303	—	—	△1,414	3,849,889

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金＋定期積金

事業の種類別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	2,787,913	—	—	△6,300	2,781,612	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	2,963	—	—	—	2,963	0.11
製造業	91,191	—	—	—	91,191	3.28
建設業	64,603	—	—	—	64,603	2.32
運輸・情報 通信及び 公益事業	57,271	—	—	—	57,271	2.06
卸売・小売業	128,962	—	—	—	128,962	4.63
金融・保険業	34,952	—	—	△1,103	33,848	1.22
不動産業・ 物品賃貸業	808,639	—	—	△5,197	803,442	28.88
各種 サービス業	258,499	—	—	—	258,499	9.29
地方公共団体	5,480	—	—	—	5,480	0.20
個人	1,335,348	—	—	—	1,335,348	48.01
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融 取引勘定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	2,787,913	—	28,100	△34,400	2,781,612	—

業種別	平成22年9月30日					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	3,499,276	41	—	△9,014	3,490,303	100.00
政府及び 政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・ 漁業及び鉱業	2,532	—	—	—	2,532	0.07
製造業	128,462	—	—	—	128,462	3.68
建設業	96,237	—	—	—	96,237	2.76
運輸・情報 通信及び 公益事業	82,945	—	—	—	82,945	2.38
卸売・小売業	152,082	41	—	—	152,123	4.36
金融・保険業	47,317	—	—	△1,764	45,553	1.30
不動産業・ 物品賃貸業	857,050	—	—	△7,182	849,868	24.35
各種 サービス業	310,156	—	—	△67	310,089	8.88
地方公共団体	32,739	—	—	—	32,739	0.94
個人	1,789,750	—	—	—	1,789,750	51.28
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び 特別国際金融 取引勘定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	3,499,276	41	28,100	△37,114	3,490,303	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

6 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

## 国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比37億7百万円の増益となる180億5千1百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億6百万円の増益となる14億3千2百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比23億8千3百万円の増益となる39億7千4百万円であり、収支合計は前第2四半期連結会計期間比65億9千7百万円の増益となる234億5千8百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比37億1百万円の増益となる176億7千9百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億6百万円の増益となる14億3千3百万円、その他業務収支は前第2四半期連結会計期間比23億8千3百万円の増益となる39億7千4百万円となりました。

海外の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比5百万円の増益となる3億7千2百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	13,978	366	—	14,344
	当第2四半期連結会計期間	17,679	372	—	18,051
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	19,466	366	△366	19,466
	当第2四半期連結会計期間	22,317	372	△372	22,317
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	5,488	—	△366	5,122
	当第2四半期連結会計期間	4,637	—	△372	4,265
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	926	—	△0	926
	当第2四半期連結会計期間	1,433	—	△0	1,432
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	2,402	—	△0	2,401
	当第2四半期連結会計期間	3,258	—	△0	3,257
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,475	—	—	1,475
	当第2四半期連結会計期間	1,824	—	—	1,824
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1,590	—	—	1,590
	当第2四半期連結会計期間	3,974	—	—	3,974
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	2,862	—	—	2,862
	当第2四半期連結会計期間	5,369	—	—	5,369
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	1,271	—	—	1,271
	当第2四半期連結会計期間	1,395	—	—	1,395

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。



## 国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は前第2四半期連結会計期間比8億5千5百万円増加して32億5千7百万円、役務取引等費用は前第2四半期連結会計期間比3億4千9百万円増加して18億2千4百万円となったことから、役務取引等収支は前第2四半期連結会計期間比5億6百万円の増益となる14億3千2百万円となりました。

なお、いずれも国内での損益であります。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	2,402	—	△0	2,401
	当第2四半期連結会計期間	3,258	—	△0	3,257
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	648	—	—	648
	当第2四半期連結会計期間	779	—	—	779
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	323	—	△0	323
	当第2四半期連結会計期間	481	—	△0	480
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	3	—	—	3
	当第2四半期連結会計期間	9	—	—	9
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	383	—	—	383
	当第2四半期連結会計期間	542	—	—	542
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	1	—	—	1
	当第2四半期連結会計期間	3	—	—	3
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	242	—	—	242
	当第2四半期連結会計期間	314	—	—	314
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結会計期間	131	—	—	131
	当第2四半期連結会計期間	171	—	—	171
うち投資信託業務	前第2四半期連結会計期間	604	—	—	604
	当第2四半期連結会計期間	845	—	—	845
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,475	—	—	1,475
	当第2四半期連結会計期間	1,824	—	—	1,824
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	74	—	—	74
	当第2四半期連結会計期間	105	—	—	105

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	2,880,779	—	△10	2,880,769
	平成22年9月30日	3,719,256	—	△17	3,719,239
うち流動性預金	平成21年9月30日	588,652	—	—	588,652
	平成22年9月30日	910,307	—	—	910,307
うち定期性預金	平成21年9月30日	2,277,763	—	—	2,277,763
	平成22年9月30日	2,787,494	—	—	2,787,494
うちその他	平成21年9月30日	14,363	—	△10	14,352
	平成22年9月30日	21,454	—	△17	21,437
譲渡性預金	平成21年9月30日	195,170	—	—	195,170
	平成22年9月30日	130,650	—	—	130,650
総合計	平成21年9月30日	3,075,949	—	△10	3,075,939
	平成22年9月30日	3,849,906	—	△17	3,849,889

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
 2 「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。  
 4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 5 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 事業別貸出金状況(残高・構成比)

(1) 業績の状況「事業の種類別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、前中間会計期間は、株式会社びわこ銀行と合併する前の株式会社関西アーバン銀行の数値で表示しております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	28,795	38,197	9,402
経費(除く臨時処理分)	16,041	21,858	5,817
人件費	7,858	10,997	3,139
物件費	7,385	9,806	2,420
税金	796	1,054	258
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	12,754	16,339	3,584
コア業務純益(除く債券関係損益)	10,754	13,005	2,251
のれん償却額	—	368	368
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	12,754	15,970	3,216
一般貸倒引当金繰入額	2,813	1,215	△1,598
業務純益	9,940	14,755	4,814
うち債券関係損益	1,999	3,333	1,333
臨時損益	△17,987	△11,528	6,459
株式関係損益	12	△332	△344
不良債権処理損失	17,319	10,862	△6,456
貸出金償却	—	7	7
個別貸倒引当金繰入額	16,055	10,111	△5,943
延滞債権等売却損	113	—	△113
偶発損失引当金繰入額	151	△78	△229
保証協会宛負担金	999	822	△177
その他臨時損益	△681	△332	348
経常利益(△は経常損失)	△8,047	3,227	11,274
特別損益	9,496	△420	△9,916
うち固定資産処分損益	9,545	△6	△9,552
うち減損損失	2	1	△0
税引前中間純利益	1,448	2,806	1,357
法人税、住民税及び事業税	3,073	6	△3,066
法人税等調整額	△3,430	497	3,927
法人税等合計	△356	503	860
中間純利益	1,805	2,302	497

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+その他業務収支

2 コア業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-債券関係損益

3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-のれん償却額-一般貸倒引当金繰入額

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却

7 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.31	2.09	△0.22
(イ) 貸出金利回	2.55	2.33	△0.22
(ロ) 有価証券利回	1.08	0.97	△0.11
(2) 資金調達原価 ②	1.63	1.47	△0.16
(イ) 預金等利回	0.59	0.35	△0.24
(ロ) 外部負債利回	1.46	3.09	1.63
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.68	0.62	△0.06

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金+債券貸借取引受入担保金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
コア業務純益ベース	23.30	22.27	△1.03
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前・のれん償却前)	27.63	27.98	0.35
業務純益ベース	21.53	25.27	3.74
中間純利益ベース	3.91	3.94	0.03

(注) ROE =  $\frac{\text{各利益} \times \text{年間日数} \div \text{中間期中日数}}{\{(\text{期首純資産の部} - \text{期首新株予約権}) + (\text{期末純資産の部} - \text{期末新株予約権})\} \div 2}$

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	2,888,905	3,727,004	838,098
預金 (平残)	2,909,393	3,878,852	969,459
譲渡性預金 (末残)	205,170	144,650	△60,520
譲渡性預金 (平残)	188,841	127,393	△61,447
貸出金 (末残)	2,780,473	3,496,242	715,769
貸出金 (平残)	2,741,027	3,485,036	744,008

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,203,526	2,936,024	732,498
法人	685,379	790,980	105,600
合計	2,888,905	3,727,004	838,098

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,287,994	1,740,873	452,879
住宅ローン残高	978,670	1,395,564	416,894
その他ローン残高	309,323	345,308	35,984

(注) 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	2,567,590	3,236,707	669,117
総貸出金残高	② 百万円	2,780,473	3,493,160	712,687
中小企業等貸出金比率	①/② %	92.34	92.65	0.31
中小企業等貸出先件数	③ 件	124,951	171,054	46,103
総貸出先件数	④ 件	125,215	171,378	46,163
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.78	99.81	0.03

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

3 平成22年3月1日の合併により発生した貸出金に係る時価変動額は控除しております。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	30	366	78	854
保証	135	7,061	271	13,775
計	165	7,427	349	14,630

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	47,039	47,039
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	18,546	66,360
	利益剰余金	28,242	2,247
	自己株式(△)	275	584
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	271	271
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	74	87
	連結子法人等の少数株主持分	28,268	28,859
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	27,500	27,500
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	14,303
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	121,625	129,435
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,500	12,500
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	664	659
	一般貸倒引当金	34,619	37,387
	負債性資本調達手段等	79,000	96,750
	うち永久劣後債務(注2)	28,000	28,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	51,000	68,750
	計	114,283	134,796
うち自己資本への算入額 (B)	92,980	109,512	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	214,606	238,948	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,046,241	2,459,841
	オフ・バランス取引等項目	18,350	26,153
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,064,591	2,485,994
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G)÷8%) (F)	66,077	95,670
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,286	7,653
計 (E) + (F) (H)	2,130,669	2,581,664	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		10.07	9.25
(参考) Tier 1比率 = A/H×100(%)		5.70	5.01

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	47,039	47,039
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	18,546	18,648
	その他資本剰余金	—	47,711
	利益準備金	2,458	3,133
	その他利益剰余金	27,619	2,389
	その他	27,771	27,771
	自己株式(△)	275	584
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	271	271
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	74	87
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	14,303
	企業結合により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	122,963	131,623
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,500	12,500	
うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	27,500	27,500	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差 額の45%相当額	664	659
	一般貸倒引当金	29,828	31,657
	負債性資本調達手段等	79,000	96,750
	うち永久劣後債務(注2)	28,000	28,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	51,000	68,750
	計	109,492	129,067
	うち自己資本への算入額 (B)	92,838	110,483
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	215,801	242,107
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,031,277	2,448,604
	オフ・バランス取引等項目	17,695	25,589
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,048,972	2,474,194
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G)÷8%) (F)	58,879	87,879
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,710	7,030
	計 (E) + (F) (H)	2,107,852	2,562,073
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		10.23	9.44
(参考) T i e r 1比率 = A/H×100(%)		5.83	5.13



- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び「単体自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の優先出資証券が含まれております。

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited	KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成31年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円	150億円
払込日	平成19年1月25日	平成21年3月30日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし平成31年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用される。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成21年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書 <sup>(注)2</sup> を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 <sup>(注)3</sup> 中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 <sup>(注)5</sup> を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が当行の清算期間 <sup>(注)6</sup> 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> 若しくは配当減額指示 <sup>(注)7</sup> がある場合には、それぞれ制限を受ける。	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書 <sup>(注)2</sup> を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 <sup>(注)3</sup> 中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 <sup>(注)5</sup> を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が当行の清算期間 <sup>(注)6</sup> 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> 若しくは配当減額指示 <sup>(注)7</sup> がある場合には、それぞれ制限を受ける。

<p>配当制限</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式(注)1に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式(注)1について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる当行最優先株式(注)1の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。</p> <p>当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式(注)1に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式(注)1に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式(注)1について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる当行最優先株式(注)1の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。</p> <p>当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式(注)1に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。</p>
<p>分配可能金額制限</p>	<p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直近に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式(注)8(もしあれば)の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p>	<p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直近に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式(注)8の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p>

強制配当	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示<sup>(注)5</sup>又は配当減額指示<sup>(注)7</sup>がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書<sup>(注)2</sup>が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間<sup>(注)3</sup>中に到来する場合には、監督期間配当指示<sup>(注)4</sup>に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間<sup>(注)6</sup>中に到来するものでないこと</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示<sup>(注)5</sup>又は配当減額指示<sup>(注)7</sup>がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書<sup>(注)2</sup>が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間<sup>(注)3</sup>中に到来する場合には、監督期間配当指示<sup>(注)4</sup>に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間<sup>(注)6</sup>中に到来するものでないこと</p>
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円	1口あたり10,000,000円

(注) 1 当行最優先株式

当行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)当行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは当行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、当行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が当行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が当行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が当行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を当行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、当行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(但し、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。))に基づく当行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(但し、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	898	663
危険債権	603	616
要管理債権	116	33
正常債権	26,320	33,939

## (2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結会計期間比1,324億1千8百万円減少し、△1,530億4千3百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結会計期間比345億4千4百万円増加し、427億9千万円、配当金の支払等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、前第2四半期連結会計期間比2億1百万円減少し、△8億1千1百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間において、現金及び現金同等物の増加は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、980億7千3百万円減少し、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1,372億3千6百万円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当行は、本年3月の合併を機に、今後の3年間で当行が将来的に関西のマザーバンクと評価いただける「存在感」の高い銀行となるための助走期間と位置づけ、平成22年度をスタートとする中期経営計画に取り組んでおります。

本中期経営計画では、外部環境悪化にも耐えうる抵抗力の強い企業基盤を確立するために、以下の3点を基本テーマとし、「関西をもっと元気に！」を行内共通の行動・思考の基本原則として、地域経済の発展に一段と貢献する広域地銀への成長を期してまいります。

### ○収益基盤の再構築

地域密着のリテール営業推進により、安定した収益基盤・顧客基盤を確立します。

### ○強靱な企業体力の構築

リスク管理の高度化と低コスト構造の実現により、強靱な企業体力を構築します。

### ○地域への貢献度向上

環境保全活動とお客さま満足度の高い職員の育成により、企業市民としての貢献度を高めます。

また、上記の基本テーマを実現するために、以下の戦略に取り組んでまいります。

### ① 営業戦略：高品質のリテールモデル推進

三井住友銀行グループとしての質の高い金融ノウハウ、広域地銀としての情報・取引先ネットワークを最大限活用し、地域に根ざす広域地銀を実現することにより、安定リテールによる収益基盤を確立してまいります。

### ② 企業体力強化戦略：安定・強靱な運営体制の確立

リスク管理やコンプライアンス態勢等の経営管理態勢の強化を図ってまいります。あわせて、経営体力の更なる強化を図っていく観点から、一段と効率的な業務運営体制を追求してまいります。健全、高効率、高生産性の企業基盤を確立し、お客さまから一段と高い信頼を得る銀行を目指してまいります。

③ 貢献度向上戦略：社会的責任の発揮

環境保全と企業活動の共生や環境行動普及への情報発信等の環境行動を充実させてまいります。また、お客さま満足度の高い人材育成に取り組んでまいります。地域金融機関として、そこで働く銀行員として、社会的責任を更に発揮してまいります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

##### (1) 銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	城東支店	大阪市城東区	店舗	—	657	平成22年7月
	びわこ本部ビル	滋賀県大津市	事務所	4,674	6,518	平成22年9月

(注) 城東支店は賃借物件のため、敷地面積を — と表示しております。

##### (2) リース業

重要なものはありません。

##### (3) その他事業

重要なものはありません。

当第2四半期連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

##### (1) 銀行業

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)	
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当行	城東支店	大阪市城東区	店舗	—	—	126	24	—	150	15

(注) 1 上記の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 城東支店は賃借物件のため、土地の面積及び帳簿価額を — と表示しております。

##### (2) リース業

重要なものはありません。

##### (3) その他事業

重要なものはありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
第一回甲種優先株式	35,000,000
第二回甲種優先株式	35,000,000
計	1,470,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	737,918,913	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は、1,000株であ ります。
第一回甲種優先株式	27,500,000	同左	—	(注) 1
第二回甲種優先株式	23,125,000	同左	—	(注) 2
計	788,543,913	同左	——	——

(注) 1 第一回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

#### 1. 第一回甲種優先配当金

##### (1) 第一回甲種優先配当金の額

当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株式を有する株主(以下「第一回甲種優先株主」という)または第一回甲種優先株式の登録株式質権者(以下「第一回甲種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当年率(以下「第一回甲種配当年率」という)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「第一回甲種優先配当金」という)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第一回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一回甲種優先中間配当金を控除した額とする。

##### (2) 第一回甲種配当年率

平成22年4月1日以降、次回の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第一回甲種配当年率

$$\text{第一回甲種配当年率} = 6\text{ ヶ月円LIBOR} + 3.50\%$$

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「6 ヶ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(以下「LIBOR」という)の平均値を指すものとする。

- (3) 非累積条項  
ある事業年度において第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項  
第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、第一回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 第一回甲種優先中間配当金  
当社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき第一回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下「第一回甲種優先中間配当金」という)を配当する。
3. 残余財産の分配  
当社の残余財産を分配するときは、第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。  
第一回甲種優先株主または第一回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
4. 議決権  
第一回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。
5. 普通株式を対価とする取得請求権  
第一回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第一回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一回甲種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) 取得を請求することができる期間  
第一回甲種優先株式発行の日から平成41年9月30日まで(以下「取得請求期間」という)とする。
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産  
当社は、第一回甲種優先株式の取得と引換えに、第一回甲種優先株主が取得の請求をした第一回甲種優先株式数に800円(ただし、第一回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
- (3) 当初取得価額  
当初取得価額は、当社と株式会社びわこ銀行(以下「びわこ銀行」という)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第一回甲種優先株式の転換価額である139.3円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である185.7円とする。
- (4) 取得価額の修正  
取得価額は、取得請求期間において、毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第一回甲種優先株式の当初転換価額である199円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である265.3円(以下「修正基準取得価額」という)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限取得価額」という)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下「上限取得価額」という)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。  
上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第一回甲種優先株式発行後、下記B.に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第一回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B.において同じ)その他の証券(以下あわせて「取得請求権付株式等」という)、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下あわせて「取得条項付株式等」という)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- D. (イ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(ニ) 取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i)上記B. (イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii)上記B. (ロ)の場合には0円、(iii)上記B. (ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。

- (ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。
- (イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 取得請求受付場所  
大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (7) 取得請求の効力発生  
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等  
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。  
当社は、第一回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
7. 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。
8. 単元株式数  
1,000株
9. 議決権を有しないこととしている理由  
第一回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。

(注) 2 第二回甲種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

1. 第二回甲種優先配当金
- (1) 第二回甲種優先配当金の額  
当社は、定款第37条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株式を有する株主(以下「第二回甲種優先株主」という)または第二回甲種優先株式の登録株式質権者(以下「第二回甲種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、1株当たり800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に、下記(2)に定める配当年率(以下「第二回甲種配当年率」という)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「第二回甲種優先配当金」という)を配当する。ただし、当該事業年度において下記2.に定める第二回甲種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第二回甲種優先中間配当金を控除した額とする。
- (2) 第二回甲種配当年率  
平成22年4月1日以降、次の年率修正日(下記に定義される)の前日までの各事業年度に係る第二回甲種配当年率  

$$\text{第二回甲種配当年率} = 6 \text{ ヶ月円LIBOR} + 3.50\%$$
「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。  
「6 ヶ月円LIBOR」とは、各年率修正日およびその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、英国銀行協会(BBA)によって公表されるユーロ円6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(以下「IBOR」という)の平均値を指すものとする。
- (3) 非累積条項  
ある事業年度において第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第二回甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、第二回甲種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 第二回甲種優先中間配当金

当社は、定款第37条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき第二回甲種優先配当金の2分の1を上限とする金銭(以下「第二回甲種優先中間配当金」という)を配当する。

3. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回甲種優先株式1株につき800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を支払う。

第二回甲種優先株主または第二回甲種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

第二回甲種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第二回甲種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第二回甲種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第二回甲種優先株主がかかる取得の請求をした第二回甲種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第二回甲種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得を請求することができる期間

第二回甲種優先株式発行の日から平成42年3月31日まで(以下「取得請求期間」という)とする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第二回甲種優先株式の取得と引換えに、第二回甲種優先株主が取得の請求をした第二回甲種優先株式数に800円(ただし、第二回甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二回甲種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、当社と株式会社びわこ銀行(以下「びわこ銀行」という)との合併に係る効力発生日の前日において有効なびわこ銀行第二回甲種優先株式の転換価額である127.4円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である169.9円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間において、毎年4月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という)における時価(下記に定義される)に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価がびわこ銀行第二回甲種優先株式の当初転換価額である182円を0.75で除した価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)である242.7円(以下「修正基準取得価額」という)の70%の額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限取得価額」という)を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が修正基準取得価額の100%の額(以下「上限取得価額」という)を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、上限取得価額および下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- A. 当社は、第二回甲種優先株式発行後、下記B. に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- B. 取得価額調整式により第二回甲種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本B.において同じ)その他の証券(以下あわせて「取得請求権付株式等」という)、または当社の普通株式の交付と引き換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下あわせて「取得条項付株式等」という)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く)

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、また、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 下記D. (ロ)に定める時価を下回る価額(下記D. (ホ)に定義する意味を有する。以下、本(ハ)において同じ)をもって取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む)

調整後の取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額(下記D.

(ホ)に定義する意味を有する)をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- C. 取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限りは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にそのつど算入する。

- D. (イ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ロ) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

(ニ) 取得価額調整式で使用する1株あたり払込金額とは、(i)上記B. (イ)の場合には当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(ii)上記B. (ロ)の場合には0円、(iii)上記B. (ハ)および(ニ)の場合には価額(下記(ホ)に定義する意味を有する)とする。

- (ホ)上記B.(ハ)および(ニ)ならびに上記(ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 当社は、上記B.の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。
- (イ)株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、または合併のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- (ハ)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 取得請求受付場所  
大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (7) 取得請求の効力発生  
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(6)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。
6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等  
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二回甲種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。  
当社は、第二回甲種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
7. 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。
8. 単元株式数  
1,000株
9. 議決権を有しないこととしている理由  
第二回甲種優先株式は適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためである。
- (注) 3 第一回甲種優先株式および第二回甲種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権を付与しております。その内容は次のとおりであります。

平成13年6月28日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	104,000株
新株予約権の行使時の払込金額	155円
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日～ 平成23年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 155円 資本組入額 78円
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も5年間に限り権利を行使できる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株引受権を行使できる。 その他の条件は、付与契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者及び承継人は、新株引受権を譲渡又は質入することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—



また、当行は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成14年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	138個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	138,000株
新株予約権の行使時の払込金額	131,000円(1株当たり131円)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日～ 平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 131円 資本組入額 66円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成15年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	222個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	222,000株
新株予約権の行使時の払込金額	179,000円(1株当たり179円)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～ 平成25年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 179円 資本組入額 90円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成16年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	314個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	314,000株
新株予約権の行使時の払込金額	202,000円(1株当たり202円)
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～ 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 202円 資本組入額 101円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	447個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	447,000株
新株予約権の行使時の払込金額	313,000円(1株当たり313円)
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～ 平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 157円
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

更に、当行は、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

- ① 平成18年6月29日定時株主総会決議  
(取締役に対する付与分)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	162個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	162,000株
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

## (取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	115個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	115,000株
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成19年6月28日定時株主総会決議

(取締役に対する付与分)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	174個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	174,000株
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	112個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。



③ 平成20年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	289個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	289,000株
新株予約権の行使時の払込金額	302,000円(1株当たり302円)
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～ 平成30年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 339円 資本組入額 170円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

④ 平成21年6月26日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	350個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	350,000株
新株予約権の行使時の払込金額	193,000円(1株当たり193円)
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日～ 平成31年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 244円 資本組入額 122円
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日 ～平成22年9月30日	—	788,543	—	47,039,951	—	18,648,983

(6) 【大株主の状況】

①所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成22年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	411,097	52.13
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	38,083	4.82
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23-20	27,628	3.50
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	40 RAGSDALE DRIVE, SUITE 200 MONTEREY, CA 93940 US (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	21,182	2.68
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.25
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	15,862	2.01
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町16番	12,890	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,122	1.28
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	8,839	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,410	0.81
計	—	569,934	72.27

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 上記大株主のうち株式会社三井住友銀行の有する株式の種類及び種類ごとの数は、普通株式361,097千株、第一回甲種優先株式26,875千株、第二回甲種優先株式23,125千株であります。上記表中、同行以外の大株主が有する株式は、すべて普通株式であります。

3 株式会社三井住友銀行は、平成22年10月18日をもって東京都千代田区丸の内一丁目1番2号に住所変更しております。

②所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	361,097	49.42
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	38,083	5.21
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23-20	27,628	3.78
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	40 RAGSDALE DRIVE, SUITE 200 MONTEREY, CA 93940 US (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	21,182	2.89
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.43
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	15,862	2.17
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町16番	12,890	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,122	1.38
関西アーバン銀行自社株投資会	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	8,839	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,410	0.87
計	—	519,930	71.16

(注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 株式会社三井住友銀行は、平成22年10月18日をもって東京都千代田区丸の内一丁目1番2号に住所変更しております。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回甲種優先株式 27,500,000 第二回甲種優先株式 23,125,000	——	1 (株式等の状況) の(1) (株式の総数等) の② (発行 済株式) 参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	——	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,789,000	——	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 730,558,000	730,558	—
単元未満株式	普通株式 4,571,913	——	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	788,543,913	——	——
総株主の議決権	——	730,558	——

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、72,750株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が72個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式580株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	2,789,000	—	2,789,000	0.35
計	——	2,789,000	—	2,789,000	0.35

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	153	148	144	141	136	130
最低(円)	145	126	125	122	121	118

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の方況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の方動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

該当ありません。

### (2) 退任役員

該当ありません。

### (3) 役職の方動

新任名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役兼専務執行役員 (びわこ本部駐在、人事部、融資本部副担当)	取締役兼専務執行役員 (びわこ本部駐在、人事部副担当)	小杉 健二	平成22年10月1日
取締役兼常務執行役員 (融資本部担当)	取締役兼常務執行役員 (融資本部担当兼融資本部長)	山口 高宏	平成22年10月1日
取締役兼常務執行役員 (戦略地域営業本部、業務統括本部副担当)	取締役兼常務執行役員 (戦略地域営業本部副担当兼びわこ法人営業本部長兼びわこ法人営業部長)	片岡 康雄	平成22年10月1日

## 第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、あずさ監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、従来から当行が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

5 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	143,189	※6 145,814	268,884
コールローン及び買入手形	2,910	3,655	608
買入金銭債権	—	7	15
有価証券	※6, ※13 392,968	※6, ※13 412,943	※6, ※13 450,499
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 2,781,612	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,493,385	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 3,496,904
外国為替	※5 2,642	※5 3,761	※5 7,140
その他資産	※6 41,135	※6 51,669	※6 56,199
有形固定資産	※8, ※9 24,536	※8, ※9 32,103	※8, ※9, ※10 32,522
無形固定資産	2,620	17,718	18,488
繰延税金資産	39,869	49,060	49,209
支払承諾見返	8,067	15,190	16,553
貸倒引当金	△46,508	△49,003	△48,811
資産の部合計	3,393,045	4,176,306	4,348,213
<b>負債の部</b>			
預金	※6 2,880,769	※6 3,719,239	※6 3,849,041
譲渡性預金	195,170	130,650	168,450
コールマネー及び売渡手形	131	114	170
借入金	※6, ※11 80,882	※6, ※11 50,377	※6, ※11 51,830
外国為替	36	13	10
社債	※12 61,000	※12 66,126	※12 66,242
その他負債	38,534	41,994	42,361
賞与引当金	1,461	1,976	1,982
退職給付引当金	3,832	6,036	6,255
役員退職慰労引当金	418	373	510
睡眠預金払戻損失引当金	411	426	383
偶発損失引当金	1,175	1,351	1,430
再評価に係る繰延税金負債	※8 618	※8 613	※8 614
支払承諾	8,067	15,190	16,553
負債の部合計	3,272,510	4,034,483	4,205,837
<b>純資産の部</b>			
資本金	47,039	47,039	47,039
資本剰余金	18,546	66,360	66,875
利益剰余金	28,242	2,247	3,087
自己株式	△275	△584	△582
株主資本合計	93,553	115,063	116,420
その他有価証券評価差額金	△2,943	△3,206	△4,197
繰延ヘッジ損益	724	167	324
土地再評価差額金	※8 857	※8 851	※8 851
評価・換算差額等合計	△1,361	△2,187	△3,020
新株予約権	74	87	81
少数株主持分	28,268	28,859	28,894
純資産の部合計	120,535	141,823	142,376
負債及び純資産の部合計	3,393,045	4,176,306	4,348,213



## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	49,875	59,348	99,198
資金運用収益	39,071	44,746	78,203
(うち貸出金利息)	35,633	41,054	71,099
(うち有価証券利息配当金)	2,316	2,411	4,796
役務取引等収益	4,450	6,771	9,290
その他業務収益	6,258	7,337	10,806
その他経常収益	94	492	※1 897
経常費用	58,569	55,200	138,489
資金調達費用	10,551	8,978	20,040
(うち預金利息)	8,754	6,978	16,594
役務取引等費用	2,955	3,718	5,853
その他業務費用	3,318	3,411	6,639
営業経費	17,551	24,063	36,926
その他経常費用	※2 24,191	※2 15,027	※2 69,028
経常利益又は経常損失(△)	△8,693	4,148	△39,290
特別利益	9,981	9	10,011
固定資産処分益	9,979	—	※3 10,008
償却債権取立益	1	9	3
特別損失	52	364	548
固定資産処分損	2	6	72
減損損失	※5 2	※5 1	※5 34
その他の特別損失	※4 47	※4 356	※4 441
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	1,235	3,793	△29,827
法人税、住民税及び事業税	3,471	263	287
法人税等調整額	△3,979	262	△7,233
法人税等合計	△507	526	△6,945
少数株主損益調整前中間純利益		3,267	
少数株主利益	708	732	1,243
中間純利益又は中間純損失(△)	1,034	2,535	△24,125

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	47,039	47,039	47,039
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	47,039	47,039	47,039
資本剰余金			
前期末残高	18,546	66,875	18,546
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△514	—
合併による増加	—	—	48,329
当中間期変動額合計	—	△514	48,329
当中間期末残高	18,546	66,360	66,875
利益剰余金			
前期末残高	29,117	3,087	29,117
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,900	△3,375	△1,900
中間純利益又は中間純損失(△)	1,034	2,535	△24,125
自己株式の処分	△8	△0	△8
土地再評価差額金の取崩	—	0	5
当中間期変動額合計	△874	△840	△26,029
当中間期末残高	28,242	2,247	3,087
自己株式			
前期末残高	△288	△582	△288
当中間期変動額			
自己株式の取得	△0	△4	△308
自己株式の処分	13	2	13
当中間期変動額合計	13	△2	△294
当中間期末残高	△275	△584	△582
株主資本合計			
前期末残高	94,414	116,420	94,414
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,900	△3,890	△1,900
中間純利益又は中間純損失(△)	1,034	2,535	△24,125
自己株式の取得	△0	△4	△308
自己株式の処分	5	1	5
合併による増加	—	—	48,329
土地再評価差額金の取崩	—	0	5
当中間期変動額合計	△861	△1,357	22,005
当中間期末残高	93,553	115,063	116,420

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△6,959	△4,197	△6,959
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,016	990	2,762
当中間期変動額合計	4,016	990	2,762
当中間期末残高	△2,943	△3,206	△4,197
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	733	324	733
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△9	△157	△409
当中間期変動額合計	△9	△157	△409
当中間期末残高	724	167	324
土地再評価差額金			
前期末残高	857	851	857
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	△0	△5
当中間期変動額合計	—	△0	△5
当中間期末残高	857	851	851
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△5,368	△3,020	△5,368
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,006	832	2,347
当中間期変動額合計	4,006	832	2,347
当中間期末残高	△1,361	△2,187	△3,020
新株予約権			
前期末残高	66	81	66
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	8	5	15
当中間期変動額合計	8	5	15
当中間期末残高	74	87	81
少数株主持分			
前期末残高	28,104	28,894	28,104
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	164	△35	790
当中間期変動額合計	164	△35	790
当中間期末残高	28,268	28,859	28,894

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
純資産合計			
前期末残高	117,217	142,376	117,217
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,900	△3,890	△1,900
中間純利益又は中間純損失(△)	1,034	2,535	△24,125
自己株式の取得	△0	△4	△308
自己株式の処分	5	1	5
合併による増加	—	—	48,329
土地再評価差額金の取崩	—	0	5
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,179	803	3,153
当中間期変動額合計	3,318	△553	25,159
当中間期末残高	120,535	141,823	142,376

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	1,235	3,793	△29,827
減価償却費	2,000	1,974	3,811
減損損失	2	1	34
のれん償却額	—	368	61
貸倒引当金の増減 (△)	6,374	192	△6,044
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△231	△6	△167
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	95	△218	191
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△23	△137	55
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	92	43	54
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	151	△78	89
資金運用収益	△39,071	△44,746	△78,203
資金調達費用	10,551	8,978	20,040
有価証券関係損益 (△)	△2,036	△3,087	△2,164
為替差損益 (△は益)	0	0	△1
固定資産処分損益 (△は益)	△9,977	6	△9,935
貸出金の純増 (△) 減	△14,203	3,519	80,671
預金の純増減 (△)	46,734	△129,802	△18,250
譲渡性預金の純増減 (△)	△60,130	△37,800	△86,850
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△18,145	△1,535	△63,990
有利息預け金の純増 (△) 減	15,314	△2,138	13,145
コールローン等の純増 (△) 減	2,490	△3,039	5,268
コールマネー等の純増減 (△)	△20,046	△56	△20,007
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△58	3,379	△4,192
外国為替 (負債) の純増減 (△)	19	2	△6
資金運用による収入	39,011	45,179	78,778
資金調達による支出	△10,459	△8,966	△25,995
その他	598	2,345	3,845
小計	△49,709	△161,829	△139,589
法人税等の支払額	—	△672	△1,498
法人税等の還付額	238	1,896	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△49,471	△160,605	△141,087

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△369,530	△369,092	△690,435
有価証券の売却による収入	306,091	393,296	632,847
有価証券の償還による収入	43,130	17,419	70,157
有形固定資産の取得による支出	△820	△1,213	△1,783
有形固定資産の売却による収入	24,434	13	24,595
無形固定資産の取得による支出	△275	△265	△715
無形固定資産の売却による収入	19	—	19
その他	△1,495	△140	△1,510
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,553	40,019	33,176
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付社債の発行による収入	—	—	9,927
劣後特約付社債の償還による支出	—	—	△10,000
配当金の支払額	△1,900	△3,888	△1,900
少数株主への配当金の支払額	△544	△730	△1,273
自己株式の取得による支出	△0	△4	△2
自己株式の処分による収入	5	1	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,439	△4,621	△3,244
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0	1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△50,358	△125,208	△111,154
現金及び現金同等物の期首残高	192,987	262,445	192,987
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	—	※2 180,599
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	—	13
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 142,628	※1 137,236	※1 262,445

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 関銀リース(株) (株)関西クレジット・サービス 関西総合信用(株) 関西モーゲージサービス(株) 幸福カード(株) KUBC Preferred Capital Cayman Limited KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 12社 会社名 関銀リース(株) びわ銀リース(株) (株)関西クレジット・サービス びわ銀カード(株) 関西総合信用(株) びわこ信用保証(株) 関西モーゲージサービス(株) (株)びわこビジネスサービス びわ銀総合管理(株) 幸福カード(株) KUBC Preferred Capital Cayman Limited KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 12社 連結子会社は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 なお、当行は平成22年3月1日に株式会社びわこ銀行と合併いたしました。びわ銀リース株式会社、びわ銀カード株式会社他3社は、株式会社びわこ銀行との合併により当連結会計年度から連結しております。ただし、貸借対照表のみ連結し、損益計算書については連結していません。 (会計方針の変更) 当連結会計年度から「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)を適用しております。これによる影響はございません。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 7月24日 1社 9月末日 6社</p> <p>(2) 7月24日を中間決算日とする連結子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 7月24日 2社 9月末日 10社</p> <p>(2) 7月24日を中間決算日とする連結子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 1月24日 2社 3月末日 10社 なお、KUBC Preferred Capital Cayman Limitedは、当連結会計年度より決算日を3月末日から1月24日へ変更しております。</p> <p>(2) 1月24日を決算日とする連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 開示対象特別目的 会社に関する事項	(1) 開示対象特別目的会社 の概要及び開示対象特別 目的会社を利用した取引 の概要 該当ありません。 (2) 当中間連結会計期間に おける開示対象特別目的 会社との取引金額等 該当ありません。	(1) 開示対象特別目的会社 の概要及び開示対象特別 目的会社を利用した取引 の概要 該当ありません。 (2) 当中間連結会計期間に おける開示対象特別目的 会社との取引金額等 該当ありません。	(1) 開示対象特別目的会社 の概要及び開示対象特別 目的会社を利用した取引 の概要 該当ありません。 (2) 当連結会計年度におけ る開示対象特別目的会社 との取引金額等 該当ありません。
5 会計処理基準に関 する事項	(1) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、そ の他有価証券のうち時価 のあるものについては、 株式は中間連結会計期間 末前1ヵ月平均に基づい た市場価格等、それ以外 については、中間連結会 計期間末日の市場価格等 に基づく時価法(売却原 価は主として移動平均法 により算定)、時価のな いものについては、移動 平均法による原価法又は 償却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証券 の評価差額については、 全部純資産直入法により 処理しております。 (2) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評 価は、時価法により行っ ております。 (3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産 は、定率法(ただし、 平成10年4月1日以後 に取得した建物(建物 附属設備を除く。)に ついては、定額法)を 採用し、年間減価償却 費見積額を期間により 按分し計上してござ います。 また、主な耐用年数 は次のとおりであり ます。 建物 7年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固 定資産については、資 産の見積耐用年数に基 づき、主として定額法 により償却してござ います。	(1) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、そ の他有価証券のうち時価 のあるものについては、 株式は中間連結会計期間 末前1ヵ月平均に基づい た市場価格等、それ以外 については中間連結会 計期間末日の市場価格等 に基づく時価法(売却原 価は主として移動平均法 により算定)、時価を把握 することが極めて困難と 認められるものについ ては移動平均法による原 価法により行っており ます。 なお、その他有価証券 の評価差額については、 全部純資産直入法により 処理しております。 (2) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 同左 (3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左	(1) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、そ の他有価証券のうち時価 のあるものについては、 株式は連結決算日前1ヵ 月平均に基づいた市場価 格等、それ以外につい ては連結決算日の市場価 格等に基づく時価法(売却 原価は主として移動平均 法により算定)、時価を 把握することが極めて困 難と認められるものにつ いては移動平均法による 原価法により行っており ます。 なお、その他有価証券 の評価差額については、 全部純資産直入法により 処理しております。 (2) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 同左 (3) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産 は、定率法(ただし、 平成10年4月1日以後 に取得した建物(建物 附属設備を除く。)に ついては、定額法)を 採用してござ います。 また、主な耐用年数 は次のとおりであり ます。 建物 7年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固 定資産については、資 産の見積耐用年数に基 づき、主として定額法 により償却してござ います。



	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。</p>	<p>② 無形固定資産  同左</p>
	(4) ———	(4) ———	(4) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、72,566百万円であります。</p>	<p>める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、177,979百万円であります。</p>	<p>める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、174,473百万円であります。</p>
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準  同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度末から、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(10)偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>	<p>(10)偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(10)偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(11)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(11)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(11)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社における一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	(13) ———	<p>(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。</p>	(13) ———
	<p>(14) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	<p>(14) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(14) 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
	<p>(15) 連結納税制度</p> <p>当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(15) 連結納税制度</p> <p>同左</p>	<p>(15) 連結納税制度</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	——	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
——	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は5百万円、税金等調整前中間純利益は168百万円、それぞれ減少しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は114百万円増加、その他有価証券評価差額金は114百万円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ22百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
——	<p>(中間連結損益計算書関係) 当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は51,624百万円、延滞債権額は101,281百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8,918百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,869百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は17,424百万円、延滞債権額は112,414百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は950百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,534百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は31,809百万円、延滞債権額は116,300百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は714百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,092百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は165,694百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,762百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 251,166百万円 貸出金 7,237百万円 その他 資産(リース債権及びリース投資資産) 10,943百万円 その他 資産(延払 6,943百万円 資産) 担保資産に対応する債務 預金 2,805百万円 借入金 60,182百万円 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券61,758百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,384百万円であります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は134,323百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,038百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 10百万円 有価証券 217,033百万円 貸出金 3,862百万円 その他 資産(リース債権及びリース投資資産) 13,489百万円 その他 資産(延払 6,165百万円 資産) 担保資産に対応する債務 預金 3,482百万円 借入金 18,735百万円 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券56,637百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4,271百万円であります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は153,916百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,829百万円であります。</p> <p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 219,603百万円 貸出金 7,097百万円 その他 資産(リース債権及びリース投資資産) 13,995百万円 その他 資産(延払 7,022百万円 資産) 担保資産に対応する債務 預金 3,452百万円 借入金 20,171百万円 上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券87,098百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は4,246百万円であります。</p>



前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、354,539百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが343,127百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、533,700百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが525,902百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、592,327百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが582,592百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p>	<p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p>	<p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">737百万円</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">886百万円</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">835百万円</p>
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">22,496百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">19,770百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">21,362百万円</p>
<p>※10 _____</p>	<p>※10 _____</p>	<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 948百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,731百万円が含まれております。</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,729百万円が含まれております。</p>
<p>※12 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※12 社債には、劣後特約付社債66,036百万円が含まれております。</p>	<p>※12 社債には、劣後特約付社債66,072百万円が含まれております。</p>
<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は820百万円であります。</p>	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は6,316百万円であります。</p>	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は7,698百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																														
<p>※1</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額22,178百万円を含んでおります。</p> <p>※3</p> <p>※4 「その他の特別損失」は株式会社びわこ銀行との合併準備に係る費用であります。</p> <p>※5 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。 このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計2百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">(遊休資産)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産2物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	(遊休資産)		地域	大阪府外	用途	遊休資産2物件	種類	建物	減損損失	2百万円	<p>※1</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額13,251百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金822百万円を含んでおります。</p> <p>※3</p> <p>※4 「その他の特別損失」は、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額193百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額162百万円であります。</p> <p>※5 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。 このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">(遊休資産)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産5物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産2物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>0百万円</td> </tr> </table>	(遊休資産)		地域	大阪府下	用途	遊休資産5物件	種類	土地建物	減損損失	1百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産2物件	種類	土地	減損損失	0百万円	<p>※1 「その他経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額363百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額51,241百万円、貸出債権売却に伴う損失12,255百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金1,748百万円、貸出金償却1,630百万円、株式等償却661百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「固定資産処分益」には、当行及び関西総合信用株式会社の保有する本店ビル売却に伴う9,973百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「その他の特別損失」は、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額であります。</p> <p>※5 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。 このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計34百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">(遊休資産)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産5物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>19百万円</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産3物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>14百万円</td> </tr> </table>	(遊休資産)		地域	大阪府下	用途	遊休資産5物件	種類	土地建物	減損損失	19百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産3物件	種類	土地建物	減損損失	14百万円
(遊休資産)																																																
地域	大阪府外																																															
用途	遊休資産2物件																																															
種類	建物																																															
減損損失	2百万円																																															
(遊休資産)																																																
地域	大阪府下																																															
用途	遊休資産5物件																																															
種類	土地建物																																															
減損損失	1百万円																																															
地域	大阪府外																																															
用途	遊休資産2物件																																															
種類	土地																																															
減損損失	0百万円																																															
(遊休資産)																																																
地域	大阪府下																																															
用途	遊休資産5物件																																															
種類	土地建物																																															
減損損失	19百万円																																															
地域	大阪府外																																															
用途	遊休資産3物件																																															
種類	土地建物																																															
減損損失	14百万円																																															

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。	なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	634,386	—	—	634,386	
合計	634,386	—	—	634,386	
自己株式					
普通株式	722	3	34	691	(注) 1、2
合計	722	3	34	691	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少34千株は、ストック・オプションの権利行使による減少34千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		74		
合計			—		74		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,900	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	737,918	—	—	737,918	
種類株式	50,625	—	—	50,625	
うち第一回 甲種優先株式	27,500	—	—	27,500	
うち第二回 甲種優先株式	23,125	—	—	23,125	
合計	788,543	—	—	788,543	
自己株式					
普通株式	2,769	30	10	2,789	(注) 1、2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	2,769	30	10	2,789	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—		87		
合計			—		87		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類		配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式		2,205	3	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
	種類株式	第一回甲種 優先株式	915	33.28	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
		第二回甲種 優先株式	769	33.28	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
	計		3,890			

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	634,386	103,532	—	737,918	(注) 1
種類株式	—	50,625	—	50,625	(注) 2
うち第一回 甲種優先株式	—	27,500	—	27,500	
うち第二回 甲種優先株式	—	23,125	—	23,125	
合計	634,386	154,157	—	788,543	
自己株式					
普通株式	722	2,081	35	2,769	(注) 3、4
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	722	2,081	35	2,769	

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加は、株式会社びわこ銀行との合併に伴う新株の発行による増加であります。  
 2 種類株式の発行済株式の増加は、株式会社びわこ銀行との合併に伴う新株の発行による増加であります。  
 3 普通株式の自己株式の株式数の増加2,081千株は、株式会社びわこ銀行との合併による増加2,064千株、単元未満株式の買取による増加17千株であります。  
 4 普通株式の自己株式の株式数の減少35千株は、ストック・オプションの権利行使による減少34千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要	
			前連結会計 年度末	当連結会計年度				当連結会計 年度末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			81		
合計			—			81		

### 3 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,900	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,205	資本剰余金 利益剰余金	3	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日	
	種類株式	第一回甲種 優先株式	915	利益剰余金	33.28	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
		第二回甲種 優先株式	769	利益剰余金	33.28	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
	計	3,890					

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 143,189百万円 定期預け金 △290百万円 普通預け金 △271百万円 現金及び現金同等物 <u>142,628百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 145,814百万円 定期預け金 △1,330百万円 普通預け金 △2,247百万円 その他預け金 △5,000百万円 現金及び現金同等物 <u>137,236百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 268,884百万円 定期預け金 △330百万円 普通預け金 △1,062百万円 その他預け金 △5,046百万円 現金及び現金同等物 <u>262,445百万円</u>  ※2 当行と株式会社びわこ銀行との合併に伴い受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 資産合計 1,113,801百万円 うち貸出金 795,445百万円 うち有価証券 89,968百万円 負債合計 1,078,769百万円 うち預金 1,033,256百万円



## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																																																												
<p>1 ファイナンス・リース取引 〔貸手側〕</p> <p>(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額</p> <p>リース料債権部分の金額 11,920百万円</p> <p>見積残存価額部分の金額 866百万円</p> <p>受取利息相当額 △1,641百万円</p> <p>期末リース投資資産 11,145百万円</p> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>53</td><td>5,055</td></tr> <tr><td>1年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2年以内</td><td>53</td><td>3,077</td></tr> <tr><td>2年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3年以内</td><td>36</td><td>1,972</td></tr> <tr><td>3年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4年以内</td><td>4</td><td>1,183</td></tr> <tr><td>4年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5年以内</td><td>4</td><td>527</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>0</td><td>103</td></tr> <tr><td>計</td><td>153</td><td>11,920</td></tr> </tbody> </table> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は53百万円多く計上されております。</p>		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	53	5,055	1年超			2年以内	53	3,077	2年超			3年以内	36	1,972	3年超			4年以内	4	1,183	4年超			5年以内	4	527	5年超	0	103	計	153	11,920	<p>1 ファイナンス・リース取引 〔貸手側〕</p> <p>(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額</p> <p>リース料債権部分の金額 20,293百万円</p> <p>見積残存価額部分の金額 1,476百万円</p> <p>受取利息相当額 △3,067百万円</p> <p>期末リース投資資産 18,702百万円</p> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>53</td><td>5,898</td></tr> <tr><td>1年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2年以内</td><td>36</td><td>3,950</td></tr> <tr><td>2年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3年以内</td><td>4</td><td>3,493</td></tr> <tr><td>3年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4年以内</td><td>4</td><td>2,815</td></tr> <tr><td>4年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5年以内</td><td>0</td><td>2,415</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>17</td><td>1,720</td></tr> <tr><td>計</td><td>117</td><td>20,293</td></tr> </tbody> </table> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は204百万円多く計上されております。</p>		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	53	5,898	1年超			2年以内	36	3,950	2年超			3年以内	4	3,493	3年超			4年以内	4	2,815	4年超			5年以内	0	2,415	5年超	17	1,720	計	117	20,293	<p>1 ファイナンス・リース取引 〔貸手側〕</p> <p>(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額</p> <p>リース料債権部分の金額 20,271百万円</p> <p>見積残存価額部分の金額 1,448百万円</p> <p>受取利息相当額 △3,230百万円</p> <p>期末リース投資資産 18,489百万円</p> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>53</td><td>8,321</td></tr> <tr><td>1年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2年以内</td><td>49</td><td>5,155</td></tr> <tr><td>2年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3年以内</td><td>16</td><td>3,414</td></tr> <tr><td>3年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4年以内</td><td>4</td><td>2,106</td></tr> <tr><td>4年超</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5年以内</td><td>2</td><td>855</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>—</td><td>418</td></tr> <tr><td>計</td><td>126</td><td>20,271</td></tr> </tbody> </table> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資産」中のリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前当期純損失は119百万円少なく計上されております。</p>		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	53	8,321	1年超			2年以内	49	5,155	2年超			3年以内	16	3,414	3年超			4年以内	4	2,106	4年超			5年以内	2	855	5年超	—	418	計	126	20,271
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																												
1年以内	53	5,055																																																																																																												
1年超																																																																																																														
2年以内	53	3,077																																																																																																												
2年超																																																																																																														
3年以内	36	1,972																																																																																																												
3年超																																																																																																														
4年以内	4	1,183																																																																																																												
4年超																																																																																																														
5年以内	4	527																																																																																																												
5年超	0	103																																																																																																												
計	153	11,920																																																																																																												
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																												
1年以内	53	5,898																																																																																																												
1年超																																																																																																														
2年以内	36	3,950																																																																																																												
2年超																																																																																																														
3年以内	4	3,493																																																																																																												
3年超																																																																																																														
4年以内	4	2,815																																																																																																												
4年超																																																																																																														
5年以内	0	2,415																																																																																																												
5年超	17	1,720																																																																																																												
計	117	20,293																																																																																																												
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																												
1年以内	53	8,321																																																																																																												
1年超																																																																																																														
2年以内	49	5,155																																																																																																												
2年超																																																																																																														
3年以内	16	3,414																																																																																																												
3年超																																																																																																														
4年以内	4	2,106																																																																																																												
4年超																																																																																																														
5年以内	2	855																																																																																																												
5年超	—	418																																																																																																												
計	126	20,271																																																																																																												

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 〔借手側〕 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内                  19百万円 1年超                 454百万円 合計                   473百万円  〔貸手側〕 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内                  68百万円 1年超                  75百万円 合計                   143百万円	2 オペレーティング・リース取引 〔借手側〕 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内                  19百万円 1年超                 435百万円 合計                   454百万円  〔貸手側〕 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内                  97百万円 1年超                 100百万円 合計                   197百万円	2 オペレーティング・リース取引 〔借手側〕 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内                  19百万円 1年超                 444百万円 合計                   464百万円  〔貸手側〕 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内                  77百万円 1年超                 109百万円 合計                   187百万円

## (金融商品関係)

## I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	145,814	145,814	△0
(2) コールローン及び買入手形	3,655	3,676	20
(3) 買入金銭債権	7	7	—
(4) 有価証券			
その他有価証券	410,239	410,239	—
(5) 貸出金	3,493,385		
貸倒引当金(*1)	△47,679		
	3,445,705	3,488,867	43,162
(6) 外国為替(*1)	3,716	3,761	44
(7) その他資産(*1、*2)	27,003	28,750	1,746
資産計	4,036,143	4,081,117	44,973
(1) 預金	3,719,239	3,720,138	899
(2) 譲渡性預金	130,650	130,646	△3
(3) コールマネー及び売渡手形	114	114	—
(4) 借入金	50,377	50,838	461
(5) 外国為替	13	13	—
(6) 社債	66,126	66,937	811
負債計	3,966,520	3,968,689	2,169
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,613	1,613	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△123	△123	—
デリバティブ取引計	1,489	1,489	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資 産

## (1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が6カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

## (2) コールローン及び買入手形

残存期間が6カ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(3) 買入金銭債権

残存期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

市場価格のある株式は、当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、当中間連結会計期間末日における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。

これにより市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」が745百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載していません。

(5) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(7) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

### (3) コールマネー及び売渡手形

約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 借入金、及び(6) 社債

変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

### (5) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	1,470
② 組合出資金(*2)	1,233
合計	2,704

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

## II 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

### (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務等を行っております。

これら業務に伴い、当行グループでは、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借入金、社債等による資金調達を行っております。また、お客様のヘッジニーズにお応えする目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的(以下、「ALM目的」)で、デリバティブ取引を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### ① 金融資産

当行グループが保有する主な金融資産は、法人向け・個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券、株式等の有価証券であります。国債等の債券については、ALM目的で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の契約不履行によってもたらされる信用リスクや金利、為替、株価等の市場価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

##### ② 金融負債

当行グループが負う金融負債には、預金のほか、借入金、社債等が含まれます。預金は、主として法人・個人預金であり、借入金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、金利、為替の変動リスクや流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

##### ③ デリバティブ取引

当行グループで取り扱っているデリバティブ取引には、金利関連ではスワップ取引・オプション取引、通貨関連では為替予約取引・通貨スワップ取引、債券関連では債券先物取引等であります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、金利や為替、株価等市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する市場リスク、取引相手の財務状態の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「リスク管理規定」として制定しております。同規定に基づき、「総合的なリスク管理の基本方針」を定め、取締役会の承認を得る体制としております。

リスク管理を行うに当たっては、戦略目標と業務形態に応じて、管理すべきリスクの所在と種類を特定したうえで、各リスクの特性に応じて適切な管理を実施する体制となっております。

##### ① 信用リスクの管理体制

投融资企画部と信用リスク管理室が、与信業務の基本的指針と行動規範を定めた「クレジットポリシー」の制定、与信権限規定・運営ルール等の制定、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理、行内格付制度、信用リスク量(コスト)の管理等を行い、信用リスクの統一的、定量的、経常的な管

理を行っております。

審査体制については、審査関連部と営業推進部門とを分離し、個別案件審査の独立性を堅持しております。貸出の審査に当たっては、公共性・成長性・健全性・収益性を基本原則とし、事業計画や資金使途、返済能力等を総合的に評価し、厳正な姿勢で取り組んでおります。

また、一定の基準を満たす与信先については、通常の審議を通した与信管理に加え、与信先の信用状態、与信保全状況及び今後の与信方針等に関して個社別管理を強化し、定期的に審査関連部から経営陣に報告を行うローンレビューを実施しております。また、資産監査部を独立部とし、審査関連部・営業店に対する牽制機能の強化を図っております。

## ② 市場リスクの管理

当行は、市場営業部門から独立した権限を持つ市場管理部が市場リスクを一元管理する体制をとっております。また、実効性のあるリスク管理の実現には、経営陣がそのプロセスに関与することが重要であり、当行では、「取締役会」や「ALM会議」において、リスク管理方針等を審議するとともに、経営陣に対し、行内の電子メールにより、リスク状況を日次で報告しております。

市場価格やボラティリティ（市場価格の変動率）が予想に反して不利な方向に変動した場合に発生する市場リスクにつきましては、BPV（ベシス・ポイント・バリュー、金利が0.01%変化したときの損益変化）の極度を設定して、市場リスクを適切に管理しております。

## ③ 流動性リスクの管理

当行では、毎月開催する「ALM会議」にて、市場動向・預貸金動向等を踏まえたうえで資金調達方針等を検討するとともに、当行の要調達額（資金ギャップ）に対し極度を設定し、日々管理を行っております。また、流動性リスクのコンティンジェンシープラン（危機管理計画）として預金流出額に応じてフェーズを制定し、日々把握管理を行っております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が存在しない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	268,884	268,884	—
(2) コールローン及び買入手形	608	630	21
(3) 買入金銭債権	15	15	—
(4) 有価証券 その他有価証券	447,608	447,608	—
(5) 貸出金 貸倒引当金 (* 1)	3,496,904 △ 45,048		
	3,451,855	3,488,416	36,560
(6) 外国為替 (* 1)	7,055	7,140	85
(7) その他資産 (* 1、* 2)	28,701	30,311	1,610
資産計	4,204,728	4,243,006	38,277
(1) 預金	3,849,041	3,853,888	4,846
(2) 譲渡性預金	168,450	168,443	△ 6
(3) コールマネー及び売渡手形	170	170	—
(4) 借入金	51,830	51,888	58
(5) 外国為替	10	10	—
(6) 社債	66,242	65,939	△ 302
負債計	4,135,746	4,140,341	4,595
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,636	1,636	—
ヘッジ会計が適用されているもの	107	107	—
デリバティブ取引計	1,744	1,744	—

(\* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\* 2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が6カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

#### (2) コールローン及び買入手形

残存期間が6カ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

#### (3) 買入金銭債権

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。



#### (4) 有価証券

市場価格のある株式は、当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、当連結会計年度末日における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

これにより市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」が944百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (5) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (6) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (7) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

(3) コールマナー及び売渡手形

約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金、及び(6) 社債

変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	1,532
② 組合出資金(*2)	1,358
合計	2,890

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	237,081	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	236	279	93	—	—
買入金銭債権	15	—	—	—	—
有価証券	27,671	89,510	174,084	126,578	—
その他有価証券のうち満期があるもの	27,671	89,510	174,084	126,578	—
うち国債	5,500	47,248	133,970	107,853	—
地方債	540	1,944	4,825	100	—
社債	19,691	23,634	25,659	15,264	—
その他	1,938	16,682	9,629	3,361	—
貸出金(*1)	725,199	497,032	329,236	555,393	1,240,776
外国為替	7,140	—	—	—	—
その他資産のうちリース投資資産(*2)	7,106	7,663	3,155	455	—
その他資産のうちリース債権	42	287	8	—	—
合 計	1,004,494	594,772	506,578	682,427	1,240,776

(\*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない146,022百万円は含めておりません。

(\*2) リース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない70百万円は含めておりません。

## (注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金(*1)	3,214,220	554,057	67,467	11,127	—
譲渡性預金	168,450	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	170	—	—	—	—
外国為替	10	—	—	—	—
合 計	3,382,851	554,057	67,467	11,127	—

(\*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 社債、借入金については、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「⑤連結附属明細表」の「社債明細表」及び「借入金等明細表」において記載しております。

(有価証券関係)

※1 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

### I 前中間連結会計期間末

#### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

満期保有目的の債券はありません。

#### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	10,020	8,816	△1,204
債券	337,080	338,716	1,636
国債	269,655	271,077	1,421
地方債	797	809	12
社債	66,627	66,829	202
その他	47,826	42,401	△5,425
合計	394,927	389,934	△4,993

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

(追加情報)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が203百万円増加、「繰延税金資産」が82百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が120百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

#### 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	750
非上場債券	820
投資事業組合出資金	1,464

## II 当中間連結会計期間末

### 1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

満期保有目的の債券はありません。

### 2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	1,824	1,618	205
	債券	291,403	288,796	2,606
	国債	209,583	208,498	1,084
	地方債	7,420	7,372	47
	社債	74,398	72,925	1,473
	その他	21,836	21,223	612
	小計	315,063	311,638	3,425
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	10,638	13,041	△2,402
	債券	66,547	66,627	△79
	国債	60,689	60,759	△69
	地方債	—	—	—
	社債	5,858	5,868	△10
	その他	17,989	22,122	△4,132
	小計	95,176	101,791	△6,614
合計		410,239	413,429	△3,189

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,158百万円(うち株式409百万円、その他748百万円)であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

売買目的有価証券はありません。

#### 2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

満期保有目的の債券はありません。

#### 3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,284	7,584	699
	債券	153,100	152,220	880
	国債	103,797	103,540	257
	地方債	2,201	2,188	12
	社債	47,101	46,490	610
	その他	22,789	22,138	651
	小計	184,174	181,943	2,230
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,438	8,074	△1,636
	債券	237,239	237,984	△745
	国債	193,703	194,351	△648
	地方債	5,357	5,361	△3
	社債	38,178	38,271	△93
	その他	19,755	23,775	△4,019
	小計	263,433	269,835	△6,401
合計		447,608	451,779	△4,170

#### 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	16
債券	624,034	3,994	—
国債	613,877	3,860	—
地方債	—	—	—
社債	10,156	134	—
その他	8,813	233	1,162
合計	632,847	4,227	1,178

6 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は682百万円（うち株式661百万円、その他20百万円）であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当連結会計年度末日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末(平成21年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

II 当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

III 前連結会計年度末(平成22年3月31日現在)

運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託、その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△4,993
その他有価証券	△4,993
(+)繰延税金資産	2,049
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△2,943
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△2,943

II 当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△3,189
その他有価証券	△3,189
(△)繰延税金負債	9
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△3,199
(△)少数株主持分相当額	7
その他有価証券評価差額金	△3,206

III 前連結会計年度末

- その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△4,186
その他有価証券	△4,186
(+)繰延税金資産	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△4,186
(△)少数株主持分相当額	10
その他有価証券評価差額金	△4,197



(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	178,925	1,450	1,450
	金利オプション	—	—	—
	その他	1,570	—	—
	合計	—	1,450	1,450

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	12,233	54	54
	為替予約	1,278	11	11
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	65	65

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	245,825	233,586	1,530	1,530
	受取固定・支払変動	118,474	110,879	4,594	4,594
	受取変動・支払固定	127,351	122,706	△3,063	△3,063
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	1,000	350	—	—
	売建	500	175	△0	△0
	買建	500	175	0	0
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	1,530	1,530

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	34,178	34,178	71	71
	為替予約	2,753	—	11	11
	売建	1,536	—	43	43
	買建	1,216	—	△32	△32
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	82	82

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

## (5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方 法	金利スワップ	貸出金、預金等の 有利息の金融 資産・負債	56,374	35,874	282
	受取固定・支払変動		42,000	21,500	564
	受取変動・支払固定		14,374	14,374	△281
	金利先物		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利ス ワップ の特例 処理	金利スワップ	貸出金、借入金 等の有利息の金 融資産・負債	32,870	32,770	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		32,870	32,770	
	合計	—	—	—	282

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

### (2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

### (3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商 品取引 所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	237,807	182,072	1,591	1,591
	受取固定・支払変動	139,550	87,948	3,398	3,398
	受取変動・支払固定	98,257	94,124	△1,806	△1,806
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	1,250	1,250	—	—
	売建	625	625	△73	△73
	買建	625	625	73	73
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	1,591	1,591

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	16,786	16,786	56	56
	為替予約	2,356	—	△10	△10
	売建	1,409	—	△33	△33
	買建	946	—	23	23
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	45	45

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

## (5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方 法	金利スワップ	貸出金、預金等の 有利息の金融 資産・負債	56,725	56,725	548
	受取固定・支払変動		42,000	42,000	740
	受取変動・支払固定		14,725	14,725	△192
	金利先物		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他		—	—	—
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
金利ス ワップ の特例 処理	金利スワップ	貸出金、借入金 等の有利息の金 融資産・負債	33,267	22,018	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		33,267	22,018	
合計			—	—	548

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定  
割引現在価値により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金、借入金等の時価に含めて記載しております。

### (2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

### (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 8百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役 11
	当行の取締役を兼務しない執行役員 14
	当行の使用人 57
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)	普通株式 350,000
付与日	平成21年7月31日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成23年6月27日 至 平成31年6月26日
権利行使価格(円)	193
付与日における公正な評価単価(円)	51

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 5百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当ありません。



Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
営業経費 15百万円
- 2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
  - (1) ストック・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 45	当行の役職員 44	当行の役職員 65	当行の役職員 174
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成15年6月29日 至 平成23年6月28日	8年間 自 平成16年6月28日 至 平成24年6月27日	8年間 自 平成17年6月28日 至 平成25年6月27日	8年間 自 平成18年6月30日 至 平成26年6月29日

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 183	当行の取締役 9	当行の取締役を兼務しない執行役員 14 当行の使用人 46	当行の取締役 10
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000	普通株式 174,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成19年6月30日 至 平成27年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役を兼務しない執行役員 14 当行の使用人 48	当行の取締役 9 当行の取締役を兼務しない執行役員 16 当行の使用人 45	当行の取締役 11 当行の取締役を兼務しない執行役員 14 当行の使用人 57
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 112,000	普通株式 289,000	普通株式 350,000
付与日	平成19年7月31日	平成20年7月31日	平成21年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日	8年間 自 平成22年6月28日 至 平成30年6月27日	8年間 自 平成23年6月27日 至 平成31年6月26日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ① ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	112,000	158,000	228,000	329,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	8,000	20,000	6,000	—
失効	—	—	—	4,000
未行使残	104,000	138,000	222,000	325,000

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	174,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	174,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	451,000	162,000	115,000	—
権利確定	—	—	—	174,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	451,000	162,000	115,000	174,000

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	112,000	289,000	—
付与	—	—	350,000
失効	—	—	—
権利確定	112,000	—	—
未確定残	—	289,000	350,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	112,000	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	112,000	—	—



(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当行及び株式会社びわこ銀行は、両行の合併に関し、平成21年3月13日に「合併に関する基本合意書」を締結、平成21年11月18日に「合併契約書」を締結し、平成22年3月1日に合併いたしました。

パーチェス法適用

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社びわこ銀行  
事業の内容 銀行業

(2) 企業結合を行った主な理由

当行及び株式会社びわこ銀行(以下、「びわこ銀行」)は、地域金融機関としてさらに安定した金融機能の発揮に向け、関西エリアトップクラスの経営体力を有するとともに、将来の道州制への動きにも対応した関西全域に営業基盤を有する広域地銀の実現を目指し、合併することといたしました。

(3) 企業結合日

平成22年3月1日

(4) 企業結合の法的形式

当行を合併存続会社とし、びわこ銀行を合併消滅会社とした吸収合併方式

(5) 結合後企業の名称

株式会社関西アーバン銀行

(6) 取得した議決権比率

100%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成22年3月1日から平成22年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	当行の普通株式・優先株式等	48,485百万円
取得に直接要した支出	フィナンシャルアドバイザー費用等	337百万円
取得原価		48,822百万円

4. 株式の種類別の合併比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類別の合併比率

① 普通株式	当行1 : びわこ銀行0.75
② 優先株式(第一回甲種優先株式)	当行1 : びわこ銀行1
③ 優先株式(第二回甲種優先株式)	当行1 : びわこ銀行1

(2) 合併比率の算定方法

公正性を期すため、当行は大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を、びわこ銀行はゴールドマン・サックス証券株式会社をフィナンシャルアドバイザーとして起用したうえで、それぞれのフィナンシャルアドバイザーに合併比率(普通株式)の算定を依頼いたしました。両行はこれらの算定結果を参考に、相互に実施したデュー・デリジェンスの結果等を踏まえ、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、交渉、協議を重ね、上記合併比率(普通株式)について妥当であると判断し、合意、決定いたしました。

なお、びわこ銀行が発行する第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式については、普通株式と異なり市場株価が存在しないため、普通株式の合併比率を考慮したうえで、当行が対価として新たに発行する優先株式において、実質的に同一の条件を定めることといたしました。

(3) 交付株式数及びその評価額

①交付株式数	普通株式	103,532,913株
	第一回甲種優先株式	27,500,000株
	第二回甲種優先株式	23,125,000株
②評価額	普通株式	12,803百万円
	第一回甲種優先株式	19,025百万円
	第二回甲種優先株式	16,500百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 14,733百万円

(2) 発生原因

今後見込まれる将来の収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産合計	1,113,801百万円
うち貸出金	795,445百万円
うち有価証券	89,968百万円

(2) 負債の額

負債合計	1,078,769百万円
うち預金	1,033,256百万円

7. 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針

該当事項はありません。

8. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名

該当事項はありません。

9. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

経常収益	25,832百万円
経常利益	537百万円
当期純利益	557百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

びわこ銀行における平成21年4月1日から平成22年2月28日までの経常収益及び損益に、当該期間に係るのれん償却額等を加味して算出しております。

なお、上記概算額につきましては、あずさ監査法人の監査証明を受けておりません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	45,559	4,045	269	49,875	—	49,875
(2) セグメント間の 内部経常収益	125	99	925	1,150	(1,150)	—
計	45,685	4,145	1,195	51,025	(1,150)	49,875
経常費用	55,142	4,161	416	59,720	(1,150)	58,569
経常利益(△は経常損失)	△9,457	△16	778	△8,694	0	△8,693

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(又は経常損失)を記載しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	91,818	6,843	536	99,198	—	99,198
(2) セグメント間の 内部経常収益	226	190	1,862	2,279	(2,279)	—
計	92,044	7,034	2,399	101,478	(2,279)	99,198
経常費用	131,369	8,511	889	140,770	(2,281)	138,489
経常利益(△は経常損失)	△39,324	△1,477	1,509	△39,292	1	△39,290

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(又は経常損失)を記載しております。

### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

### 【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

### 【セグメント情報】

#### 1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関である経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、当行に経営管理部門を置き、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。なお、「銀行業」、「リース業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出金業務、信用保証業務、為替業務を中心とした銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。「その他事業」は、クレジットカード業務等「銀行業」、「リース業」以外の金融サービス業務を行っております。

#### 2 報告セグメントごとの利益又は損失、資産の金額に関する情報

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
業務粗利益 ①	40,841	732	1,421	42,995
経費 ②	22,712	461	530	23,703
与信関係費用 ③	14,091	46	52	14,190
セグメント利益 ①-②-③	4,037	224	839	5,101
セグメント資産	4,155,230	38,410	32,228	4,225,870

3 報告セグメントの利益又は損失、資産の金額の合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	金額
セグメント利益	5,101
セグメント間取引消去（△）	△17
株式等損（△）益	△332
その他	△603
中間連結損益計算書の経常利益	4,148

(注) 1 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 その他には、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんの償却額△368百万円が含まれております。

(2) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	金額
報告セグメント計	4,225,870
セグメント間取引消去（△）	△49,563
中間連結貸借対照表の資産合計	4,176,306

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。



**【関連情報】**

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	41,054	6,882	3,387	8,024	59,348

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
減損損失	1	—	—	1

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他事業	合計
当中間期償却額	368	—	—	368
当中間期末残高	14,303	—	—	14,303

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	145.48	105.22	103.63
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額)	円	1.63	3.44	△40.18
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	1.63	2.63	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	120,535	141,823	142,376
純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円)	28,343	64,472	66,186
(うち優先株式)	—	35,525	35,525
(うち優先配当額)	—	—	1,684
(うち新株予約権)	74	87	81
(うち少数株主持分)	28,268	28,859	28,894
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(百万円)	92,191	77,350	76,189
1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末(期末)の普通株式 の数(千株)	633,694	735,129	735,149

2 1株当たり中間純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額)				
中間純利益 (△は当期純損失)	百万円	1,034	2,535	△24,125
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	1,684
普通株式に係る中間純 利益 (△は普通株式に係る 当期純損失)	百万円	1,034	2,535	△25,809
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	633,676	735,139	642,302
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整 額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	23	227,360	—
うちストック・オブ ション	千株	23	2	—
うち優先株式	千株	—	227,358	—

<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p>		平成13年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 104千株	
		平成15年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 222千株	平成15年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 222千株
		平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 325千株	平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 314千株
		平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 451千株	平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 447千株
		平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株
		平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株	平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株
		平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株	平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 289千株
		平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株	平成21年6月26日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 350千株

3 なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、純損失が計上されているので、記載していません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 2 【その他】

### 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	24,779	31,280
資金運用収益	19,466	22,317
(うち貸出金利息)	17,645	20,417
(うち有価証券利息配当金)	1,253	1,266
役務取引等収益	2,401	3,257
その他業務収益	2,862	5,369
その他経常収益	49	335
経常費用	32,628	32,096
資金調達費用	5,122	4,265
(うち預金利息)	4,288	3,273
役務取引等費用	1,475	1,824
その他業務費用	1,271	1,395
営業経費	8,991	12,195
その他経常費用	※1 15,767	※1 12,416
経常損失(△)	△7,848	△816
特別利益	9,980	1
固定資産処分益	9,979	—
償却債権取立益	0	1
特別損失	48	59
固定資産処分損	2	2
減損損失	1	—
その他の特別損失	※2 44	※2 56
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	2,083	△874
法人税、住民税及び事業税	3,405	136
法人税等調整額	△2,617	36
法人税等合計	788	173
少数株主損益調整前四半期純損失(△)		△1,047
少数株主利益	360	361
四半期純利益又は四半期純損失(△)	934	△1,408

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額14,448百万円を含んでおります。	※1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額11,585百万円を含んでおります。
※2. 「その他の特別損失」は、株式会社びわこ銀行との合併準備に係る費用であります。	※2. 「その他の特別損失」は、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額であります。

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	142,510	※7 142,808	267,981
コールローン	2,910	3,655	608
買入金銭債権	—	7	15
有価証券	※1, ※7, ※14 410,064	※1, ※7, ※14 436,286	※1, ※7, ※14 470,805
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 2,780,473	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 3,496,242	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 3,500,308
外国為替	※6 2,642	※6 3,761	※6 7,140
その他資産	※7 14,787	※7 18,656	※7 19,340
有形固定資産	※9, ※10 23,561	※9, ※10 30,864	※9, ※10, ※11 31,233
無形固定資産	2,486	17,494	18,285
繰延税金資産	36,888	46,279	46,669
支払承諾見返	7,427	14,630	15,962
貸倒引当金	△40,812	△42,229	△40,069
資産の部合計	3,382,941	4,168,458	4,338,282
<b>負債の部</b>			
預金	※7 2,888,905	※7 3,727,004	※7 3,856,567
譲渡性預金	205,170	144,650	182,450
コールマネー	131	114	170
借入金	※7, ※12 88,700	※12 58,831	※12 58,829
外国為替	36	13	10
社債	※13 61,000	※13 66,036	※13 66,072
その他負債	29,658	30,367	30,290
未払法人税等	3,633	520	523
リース債務	692	1,165	1,135
資産除去債務	—	291	—
その他の負債	25,332	28,389	28,631
賞与引当金	1,400	1,900	1,900
退職給付引当金	3,811	6,002	6,223
役員退職慰労引当金	405	349	485
睡眠預金払戻損失引当金	411	426	383
偶発損失引当金	1,175	1,351	1,430
再評価に係る繰延税金負債	※9 618	※9 613	※9 614
支払承諾	7,427	14,630	15,962
負債の部合計	3,288,852	4,052,291	4,221,391

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	47,039	47,039	47,039
資本剰余金	18,546	66,360	66,875
資本準備金	18,546	18,648	18,546
その他資本剰余金	—	47,711	48,329
利益剰余金	30,065	5,504	6,577
利益準備金	2,458	3,133	2,458
その他利益剰余金	27,606	2,370	4,118
別途積立金	23,400	—	23,400
繰越利益剰余金	4,206	2,370	△19,281
自己株式	△275	△584	△582
株主資本合計	95,376	118,320	119,910
その他有価証券評価差額金	△2,943	△3,260	△4,278
繰延ヘッジ損益	724	167	324
土地再評価差額金	※9 857	※9 851	※9 851
評価・換算差額等合計	△1,361	△2,241	△3,101
新株予約権	74	87	81
純資産の部合計	94,089	116,166	116,890
負債及び純資産の部合計	3,382,941	4,168,458	4,338,282

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
経常収益	44,477	54,411	89,420
資金運用収益	38,042	43,608	76,106
(うち貸出金利息)	35,099	40,829	69,987
(うち有価証券利息配当金)	2,316	2,415	4,795
役務取引等収益	3,630	5,623	7,625
その他業務収益	2,708	4,780	4,944
その他経常収益	97	399	※2 744
経常費用	52,525	51,184	127,199
資金調達費用	11,160	9,315	21,214
(うち預金利息)	8,755	6,981	16,596
役務取引等費用	4,287	5,443	8,628
その他業務費用	137	1,055	1,393
営業経費	※1 16,340	※1 22,449	34,344
その他経常費用	※3 20,599	※3 12,920	※3 61,619
経常利益又は経常損失 (△)	△8,047	3,227	△37,779
特別利益	※4 9,548	8	※4 9,576
特別損失	※5, ※6 51	※5, ※6 428	※5, ※6 548
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	1,448	2,806	△28,750
法人税、住民税及び事業税	3,073	6	△54
法人税等調整額	△3,430	497	△7,008
法人税等合計	△356	503	△7,063
中間純利益又は中間純損失 (△)	1,805	2,302	△21,687

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	47,039	47,039	47,039
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	47,039	47,039	47,039
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	18,546	18,546	18,546
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	102	—
当中間期変動額合計	—	102	—
当中間期末残高	18,546	18,648	18,546
<b>その他資本剰余金</b>			
前期末残高	—	48,329	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△617	—
合併による増加	—	—	48,329
当中間期変動額合計	—	△617	48,329
当中間期末残高	—	47,711	48,329
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	18,546	66,875	18,546
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△514	—
合併による増加	—	—	48,329
当中間期変動額合計	—	△514	48,329
当中間期末残高	18,546	66,360	66,875
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	2,078	2,458	2,078
当中間期変動額			
剰余金の配当	380	675	380
当中間期変動額合計	380	675	380
当中間期末残高	2,458	3,133	2,458
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	50,400	23,400	50,400
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	△27,000	△23,400	△27,000
当中間期変動額合計	△27,000	△23,400	△27,000
当中間期末残高	23,400	—	23,400
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	△22,309	△19,281	△22,309
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,281	△4,050	△2,281
別途積立金の取崩	27,000	23,400	27,000
中間純利益又は中間純損失(△)	1,805	2,302	△21,687
自己株式の処分	△8	△0	△8
土地再評価差額金の取崩	—	0	5
当中間期変動額合計	26,515	21,651	3,028
当中間期末残高	4,206	2,370	△19,281



(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	30,169	6,577	30,169
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,900	△3,375	△1,900
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益又は中間純損失(△)	1,805	2,302	△21,687
自己株式の処分	△8	△0	△8
土地再評価差額金の取崩	—	0	5
当中間期変動額合計	△103	△1,073	△23,591
当中間期末残高	30,065	5,504	6,577
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△288	△582	△288
当中間期変動額			
自己株式の取得	△0	△4	△308
自己株式の処分	13	2	13
当中間期変動額合計	13	△2	△294
当中間期末残高	△275	△584	△582
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	95,466	119,910	95,466
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,900	△3,890	△1,900
中間純利益又は中間純損失(△)	1,805	2,302	△21,687
自己株式の取得	△0	△4	△308
自己株式の処分	5	1	5
合併による増加	—	—	48,329
土地再評価差額金の取崩	—	0	5
当中間期変動額合計	△90	△1,589	24,443
当中間期末残高	95,376	118,320	119,910
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△6,959	△4,278	△6,959
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,016	1,017	2,681
当中間期変動額合計	4,016	1,017	2,681
当中間期末残高	△2,943	△3,260	△4,278
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	733	324	733
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△9	△157	△409
当中間期変動額合計	△9	△157	△409
当中間期末残高	724	167	324
土地再評価差額金			
前期末残高	857	851	857
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	△0	△5
当中間期変動額合計	—	△0	△5
当中間期末残高	857	851	851

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	△5,368	△3,101	△5,368
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	4,006	860	2,266
当中間期変動額合計	4,006	860	2,266
当中間期末残高	△1,361	△2,241	△3,101
<b>新株予約権</b>			
前期末残高	66	81	66
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	8	5	15
当中間期変動額合計	8	5	15
当中間期末残高	74	87	81
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	90,164	116,890	90,164
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△1,900	△3,890	△1,900
中間純利益又は中間純損失 (△)	1,805	2,302	△21,687
自己株式の取得	△0	△4	△308
自己株式の処分	5	1	5
合併による増加	—	—	48,329
土地再評価差額金の取崩	—	0	5
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	4,015	866	2,281
当中間期変動額合計	3,924	△723	26,725
当中間期末残高	94,089	116,166	116,890

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナ ンス・リース取引に係る 「有形固定資産」及び 「無形固定資産」中のリ ース資産は、リース期間 を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法を採 用しております。	(3) リース資産  同左	(3) リース資産  同左
4 繰延資産の処理方 法	—	—	社債発行費及び株式交付 費は、支出時に全額費用と して処理しております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下、 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者に係る債 権については、債権額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支 払能力を総合的に判断し 必要と認める額を計上し ております。上記以外の 債権については、過去の 一定期間における貸倒実 績から算出した貸倒実績 率等に基づき計上して おります。 すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下、 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者に係る債 権については、債権額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支 払能力を総合的に判断し 必要と認める額を計上し ております。上記以外の 債権については、過去の 一定期間における貸倒実 績から算出した貸倒実績 率等に基づき計上して おります。 すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下、 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者に係る債 権については、債権額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支 払能力を総合的に判断し 必要と認める額を計上し ております。上記以外の 債権については、過去の 一定期間における貸倒実 績から算出した貸倒実績 率等に基づき計上して おります。 すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は65,766百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は169,051百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は167,650百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。  (会計方針の変更) 当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 同左	(6) 偶発損失引当金 同左
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
8 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	同左	同左
9 連結納税制度	<p>当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
——	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は5百万円、税引前中間純利益は168百万円、それぞれ減少しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券は123百万円増加、その他有価証券評価差額金は123百万円増加し、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ24百万円減少しております。</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が203百万円増加、「繰延税金資産」が82百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が120百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	——	——



【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 17,095百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は50,974百万円、延滞債権額は98,497百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8,750百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,799百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 22,972百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は16,803百万円、延滞債権額は109,766百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は735百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,549百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 19,972百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は31,178百万円、延滞債権額は114,002百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は500百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,067百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																						
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は161,021百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,762百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>251,166百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>4,000百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>2,805百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>42,600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券61,758百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,373百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、342,962百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが331,549百万円あります。</p>	有価証券	251,166百万円	貸出金	4,000百万円	預金	2,805百万円	借入金	42,600百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は129,854百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,038百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>216,528百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,000百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>3,482百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券56,637百万円、子会社の借入金の担保として有価証券504百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4,270百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、520,025百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが512,227百万円あります。</p>	預け金	10百万円	有価証券	216,528百万円	貸出金	1,000百万円	預金	3,482百万円	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は149,750百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,829百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>219,096百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>4,000百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>3,452百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券87,098百万円、子会社の借入金の担保として有価証券507百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4,209百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、577,530百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが567,795百万円あります。</p>	有価証券	219,096百万円	貸出金	4,000百万円	預金	3,452百万円
有価証券	251,166百万円																							
貸出金	4,000百万円																							
預金	2,805百万円																							
借入金	42,600百万円																							
預け金	10百万円																							
有価証券	216,528百万円																							
貸出金	1,000百万円																							
預金	3,482百万円																							
有価証券	219,096百万円																							
貸出金	4,000百万円																							
預金	3,452百万円																							

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>737百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 12,151百万円</p> <p>※11 _____</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,100百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>886百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 13,447百万円</p> <p>※11 _____</p> <p>※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>835百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 12,835百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 948百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は820百万円であります。	※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は6,816百万円であります。	※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は8,198百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																								
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,283百万円 無形固定資産 574百万円</p> <p>※2 ————</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額18,868百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、固定資産処分益9,547百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、株式会社びわこ銀行との合併準備に係る費用47百万円を含んでおります。</p> <p>※6 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計2百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(遊休資産)</p> <table> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産2物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>2百万円</td> </tr> </table>	地域	大阪府外	用途	遊休資産2物件	種類	建物	減損損失	2百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,161百万円 無形固定資産 1,003百万円</p> <p>※2 ————</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額11,327百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金822百万円を含んでおります。</p> <p>※4 ————</p> <p>※5 「特別損失」には、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額258百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額162百万円を含んでおります。</p> <p>※6 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計1百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(遊休資産)</p> <table> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産5物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>1百万円</td> </tr> </table>	地域	大阪府下	用途	遊休資産5物件	種類	土地建物	減損損失	1百万円	<p>※1 ————</p> <p>※2 「その他経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額363百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額45,329百万円、貸出債権売却に伴う損失10,863百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金1,748百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、固定資産処分益9,547百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額441百万円を含んでおります。</p> <p>※6 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計34百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(遊休資産)</p> <table> <tr> <td>地域</td> <td>大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>遊休資産5物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>19百万円</td> </tr> </table>	地域	大阪府下	用途	遊休資産5物件	種類	土地建物	減損損失	19百万円
地域	大阪府外																									
用途	遊休資産2物件																									
種類	建物																									
減損損失	2百万円																									
地域	大阪府下																									
用途	遊休資産5物件																									
種類	土地建物																									
減損損失	1百万円																									
地域	大阪府下																									
用途	遊休資産5物件																									
種類	土地建物																									
減損損失	19百万円																									

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	<p>地域 大阪府外 用途 遊休資産 2 物件 種類 土地 減損損失 0 百万円</p> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	<p>地域 大阪府外 用途 遊休資産 3 物件 種類 土地建物 減損損失 14 百万円</p> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	722	3	34	691	(注) 1、2
合計	722	3	34	691	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2 普通株式の自己株式の株式数の減少34千株は、ストック・オプションの権利行使による減少34千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

II 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,769	30	10	2,789	(注) 1、2
種類株式	—				
うち第一回 甲種優先株式	—				
うち第二回 甲種優先株式	—				
合計	2,769	30	10	2,789	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2 普通株式の自己株式の株式数の減少10千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

III 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	722	2,081	35	2,769	(注) 1、2
種類株式	—	—	—	—	
うち第一回 甲種優先株式	—	—	—	—	
うち第二回 甲種優先株式	—	—	—	—	
合計	722	2,081	35	2,769	

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加2,081千株は、株式会社びわこ銀行との合併による増加2,064千株、単元未満株式の買取りによる増加17千株であります。  
2 普通株式の自己株式の株式数の減少35千株は、ストック・オプションの権利行使による減少34千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、事務機械であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
2 オペレーティング・リース取引〔借手側〕 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内                   19百万円 1年超                   454百万円 合計                     473百万円	2 オペレーティング・リース取引〔借手側〕 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内                   19百万円 1年超                   435百万円 合計                     454百万円	2 オペレーティング・リース取引〔借手側〕 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内                   19百万円 1年超                   444百万円 合計                     464百万円

## (有価証券関係)

## I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

## (1)子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

## (2)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	22,972

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

## III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

## (1)子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

## (2)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	19,972

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(企業結合等関係)

I 前中間会計期間(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 当中間会計期間(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

III 前事業年度(平成22年3月31日現在)

「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「企業結合等関係」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

4 【その他】

該当ありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月13日

株式会社 関西アーバン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月11日

株式会社 関西アーバン銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月13日

株式会社 関西アーバン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第147期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月11日

株式会社 関西アーバン銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第148期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部 (滋賀県大津市中央4丁目5番12号) 株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 北 幸二は、当行の第148期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。